

## 持病の話題に乗せられて? 家庭用電気治療器具の訪問販売

### 事例

「どこか体に悪いところはないか」という電話が突然あり、「腰が悪い」と伝えたところ、「もみ方の指導に行く」と言われ、数日後に男性が自宅に来た。電気治療器の体験をさせられ、6時間も居座り、断りきれず38万円で契約してしまった。「1週間では効果がないので10日間は使用するように」と言われたが、クーリング・オフしたい。(80歳代 女性)



### 🍁🍂🍁🍂🍁 ひとことアドバイス 🍂🍁🍂🍁🍂

- ◆電話で健康に関する話題を持ちかけ、訪問してきた営業員から、高額な家庭用電気治療器具の購入を勧められたという相談が寄せられています。商品を販売するという目的を隠して健康相談をしたり、器具を試させたりしながら近づいてくる事業者もいますので注意が必要です。
- ◆電話がかかってきた時点で、商品の販売を目的としていないかを確認し、必要なければ商品の購入、自宅への来訪をきっぱり断りましょう。
- ◆契約書面が渡されていない場合や、不備のない正しい記載がなされている契約書面を受け取った日から8日以内である場合等はクーリング・オフが出来るので、困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等へご相談ください。(消費者ホットライン188)



## 生活安全情報

南陽警察署生活安全課から

6月下旬ころ、高畠町内に住む高齢者が、役場職員を装った男から、「医療費の還付金があります。手続き期限は今日までです。スーパーのATMに向かってください。」などと言葉巧みに無人ATMに誘導され、ATMから犯人の口座に振込送金させられ、現金を騙し取られる被害が発生しました。このような電話があった際は、1人で判断せず、必ず、警察やその他関係機関に相談してください。被害に遭わないように気をつけましょう。



## 消費者ホットライン<sup>い</sup>1<sup>や</sup>88番のご案内

- 消費者ホットラインは、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先を御存知でない消費者の方に、お近くの消費生活相談窓口を御案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。
- 土日祝日についても、市区町村や、都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談の補完をするなど、年末年始（12月29日～1月3日）を除いて、原則毎日御利用いただけます。
- 契約や悪質商法におけるトラブル、製品・食品やサービスによる事故等の御相談で、どこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに、消費者ホットライン188番を御利用ください。



見守るくん

一人で悩まずに **188** に電話してみてね!

### 9月・10月の消費生活法律相談

9月 6日(木) 13:30～15:30

10月11日(木) 13:30～15:30

\* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

\* 電話で事前予約をお願いします

### 置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072